

開 発 審 査 会 基 準 第 12 号

既存の土地利用を適正に行うための管理施設の設置

既存の土地利用を適正に行うために、最低限必要な管理施設を設置するための開発行為又は建築行為で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 申請に係る建築物は、資材置き場、駐車場等に必要な管理施設の内、自己の業務用のもので、次に掲げるものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
 - (1) 管理事務所（営業事務所は不可とする。）
 - (2) 倉庫
 - (3) 休憩所
- 2 申請に係る土地は、既存の土地利用地内とする。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。また、敷地面積は200平方メートル以下でかつ既存の利用地に比して過大でないこと。
- 3 申請に係る建築物は、2階建て以下とする。
- 4 周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境に悪影響を及ぼさないものであること。
- 5 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が100平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

市長は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成14年 4月 9日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6年 4月 1日から施行する。

開発許可又は建築許可チェック票

既存の土地利用を適正に行うための管理施設の設置＜一宮市開発審査会基準第 12 号＞

確 認 事 項	確 認 書 類	確認
既存の土地利用が、資材置き場、駐車場等として適正になされていること。	農地転用許可書等、 現況図	
申請に係る建築物は資材置き場、駐車場等に必要な自己の業務用の管理施設で、原則として、次のものであること。 （１）管理事務所（営業事務所は不可とする。） （２）倉庫 （３）休憩所	平面図	
申請に係る土地は、既存の土地利用地内であること。ただし、既存の土地利用地内での建築が困難な場合は、その隣接地での建築も認めるものとする。その場合の隣接地には、道路の反対側の土地は含まない。	公図の写し、土地利用計画図（敷地現況図）	
その敷地面積の規模は、200 ㎡以下かつ既存の土地利用地の面積の 5%以内であること。	土地登記簿謄本、 公図の写し	
申請に係る建築物は、2 階建て以下であること	平面図、立面図	
周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであること。	平面図、立面図	
他法令による許認可が必要な場合、その許認可が受けられるものであること。（河川法許可、特定都市河川浸水被害対策法、都計法 53 条許可、水路占用許可、国道等施工承認等）	許可書等	
申請敷地面積が 100 ㎡を超えるものは開発審査会にかかる。		

* 詳細については、窓口でご相談下さい。（一宮市建築部建築指導課 開発審査グループ TEL0586-28-8646）
更新 令和 6 年 7 月 1 日